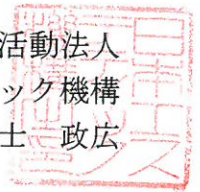


2017年1月24日

エステティックサロン事業者各位  
エステティック関連団体各位

労働関連法令の遵守徹底の再度の要請

特定非営利活動法人  
日本エステティック機構  
理事長 富士 政広



日頃より当機構の認証活動に関しまして格別なご理解とご協力を賜り衷心より感謝申し上げます。

2014年9月に認証サロンを運営している事業者への労働基準監督署より是正勧告が発せられたことにより、全エステティックサロン事業者へ労働関連法令の遵守徹底を文書にてお願いさせていただきました。しかし、その後、2015年から現在に至るまで相次いで、大手エステティックサロン事業者が労働基準監督署から是正勧告が発せられたことが明らかになっております。

そこで、エステティックサロン事業者各位におきましては、自社における労働関連法令の遵守に関して点検をして頂き、今後、労働関連法令に抵触する行為が発生しないよう、改めて、お願い申し上げますと同時に、エステティック関連団体各位傘下のエステティックサロン事業者に労働関連法令の遵守を徹底していただくよう重ねてお願い申し上げます。

エステティックサロン事業者が、労働基準法を始めとする労働関連法令に関する違法行為を容認または放置することは、良好な労使関係の維持を著しく困難にするばかりか、特にエステティックサービスにおいては大事なお客様に対するサービスの質の低下を招き、サロン経営の状況に多大な悪影響を与える大きな要因の一つになると考えられます。ひいてはエステティック産業の健全な発展の重大な妨げになると考えます。

サロン認証事業者各位には、一連の行政指導を「他山の石」とせず、自らの問題として真摯に受け止めて頂き、改善すべきところは至急改善するよう強く要請いたします。

すでにご承知のこととは存じますが、以下の厚生労働省のサイトにて、労働関係法令の概要などが掲示されておりますので、ご参照いただければ幸いです。

また不明な点がございましたら、お近くの労働基準監督署、または社会保険労務士等の専門家にご相談されることをお勧めいたします。

以上、ご多用とは存じますがよろしくお願い申し上げます。

以下、厚生労働省ホームページより  
労働条件・職場環境のルール

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoseisaku/chushoukigyou/joken\\_kankyou\\_rule.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoseisaku/chushoukigyou/joken_kankyou_rule.html)

やさしい労務管理の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/dl/roumukanri.pdf>

全国の労働基準監督署

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>